

(四) 協議事項

(1) 協議事項は各委員の報告

本協議は本組合の興廢に關する重大なる意義を有する中議の中心に於ては勝敵ハ關東方面の奉勸運動上は一大陸隊ヲ來以テミテ之ヲ大開スリ一マシト合同ノ奉勸運動ノ嚆矢トシテ以テ新有者ヲ誘フ講ニ優勝ヲ期セザル可カラハト意見一致設置スルニトシテ速速委員此名徳系四親三核中本組合子健を推進或は原信一六階級連三級大佐廣長副部長太郎望月原信一六階級連三級大佐廣長副部長太郎望月

(2) 日本電氣株式會社より他會社に譲り置る中

(1) 應援基金の額

注文品ヲ依託スルノ同一ノ之等同種工業ナル中電氣及共立電氣株式會社等ニ依託ノ事實判明セシ場合ハ一切之レカ任事ヲ爲スルニ事ヲ決定
陣容一新シタル以上一時中止ノ状態ナリシ基金募集ヲ爲スニトシテ各支部毎ニ任意募集スルニトシテ決定

右及(通)報修也